

久留米市立学校の教職員に関する 業務量管理・健康確保措置実施計画



久留米市教育委員会

目 次

1. 計画の趣旨、現状	2
2. 目標	3
3. 計画の期間	3
4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容	4
5. 関連する取組、今後のフォローアップについて	11



1. 計画の趣旨、現状

(1) 計画の趣旨

教職員の働き方改革は、教職員の時間外在校等時間の縮減のみを目的とするものではなく、教職員の勤務状況を改善し、自ら学ぶ時間を確保しながら生き生きと児童生徒への教育に邁進できるようにすることです。

そのうえで、教職員が働きやすさと働きがいを感じ、学習指導要領がめざす理念の実現や、久留米市教育振興プランが掲げる児童生徒の資質・能力を育成するための教育の推進に取り組んでいきます。

(2) 本市の現状

① 本市では、令和3年3月に「久留米市立小中学校等管理規則（以下「規則」という。）」において、教職員の時間外在校等時間の上限を定め、その管理及び縮減に取り組んできました。

② その結果、令和7年度における教職員の時間外在校等時間の状況は、以下のとおりとなっています。

	年平均	月 45 時間超の割合	月 80 時間超の割合
小学校	月 29.1 時間	18.7%	1.1%
中学校	月 38.6 時間	34.6%	5.0%

③ 時間外在校等時間が 45 時間を超える教職員の割合は、年々減少しています。しかし、規則で定める上限を超える教職員が依然として見られる状況であり、課題として認識しています。

④ 令和7年2月に実施した「学校における働き方アンケート」では「働き方改革が進んでいる」と実感している教職員の割合は約6割となっています。

⑤ 今後、学校の働き方改革を一層進めていくためには「国が示す学校と教師の業務の3分類に基づく業務の見直し」「生成AI活用を含めた校務DXの推進」「教職員が学習指導、生徒指導、保護者対応等をチームで対応する体制づくり」「部活動の負担軽減」「学校におけるメンタルヘルス対策の充実」などの取組を具体化していくことが必要です。

⑥ 本計画は、こうしたことを踏まえ「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条」に基づき策定するものです。

2. 目標

本計画において達成を目指す目標は、以下のとおりです。

1 か月の時間外在校等時間が 45 時間以下の教職員の割合

→ **令和 11 年度までに 100%に近づけます。**

校務支援システムで把握集計 令和 7 年度実績（小） 81.3% （中） 65.4%

1 年間における教職員の 1 か月の時間外在校等時間の平均時間

→ **令和 11 年度までに平均 30 時間程度にします。**

校務支援システムで把握集計 令和 7 年度実績（小） 29.1 時間 （中） 38.6 時間

「働きがいのある仕事だ」と回答する教職員の割合

→ **「働きがいがある」と回答する割合が増加します。**

ストレスチェックの結果 令和 7 年度実績（小・中） 86.9%

備考 ここていう「時間外在校等時間」は、超勤 4 項目以外の業務を行う時間も含め、教職員が学校教育活動に関する業務を行っている時間として、外形的に把握することできる時間とします。業務の持ち帰りは行わないことを原則としていますが、必要により持ち帰って業務をした場合は「時間外在校等時間」に含めることとします。

3. 計画の期間

国による目標期間等を踏まえ、令和 8 ～ 11 年度までとします。

4. 実施する業務管理・健康確保措置の内容

本計画期間中の重点項目として、以下の内容に取り組みます。

1 学校と教師の業務の3分類を踏まえた業務の見直し

文部科学省は、教師が教師でなければできない業務に専念できるように、学校・教師の業務を「学校以外が担うべき業務」「教師以外が積極的に参画すべき業務」「教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務」の3つに整理して、「学校と教師の業務の3分類」として示しています。これらを踏まえて業務の見直しを進めていきます。

(1) 学校以外が担うべき業務

① 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等

各地域の実情を踏まえつつ、保護者や地域による通学路の見守り活動並びに登校時間の見直しを検討します。

【指標】全小学校区で保護者・地域による見守り活動を実施
(令和7年度 100%)

取組	令和8	令和9	令和10	令和11
地域等による 見守り活動 登校時間見直し	学校運営協議会等での熟議 保護者や地域への働きかけ			

② 児童生徒が補導された時の対応

学校警察連絡協議会等において、学校活動以外で補導された児童生徒の引き取りについては、保護者が第一義的な責任を負うことについて認識を共有します。

【指標】学校活動以外の児童生徒の補導時は、学校以外による対応

取組	令和8	令和9	令和10	令和11
補導された児童 生徒の引き渡し	学校警察連絡協議会等での共有・実施、保護者周知			

③ 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整

令和 10 年度までに、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）を全ての小中学校で導入し、地域学校協働活動推進員を中心に地域学校協働活動の関係者間の連絡調整を行います。

【指標】全ての小中学校でコミュニティ・スクールを導入
(令和 7 年度 32 校)

取組	令和 8	令和 9	令和 10	令和 11
コミュニティ・スクールの導入	小学校 R 9 までに全校導入			
	中学校 R10 までに全校導入			

④ 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応

令和 11 年度までに、直接苦情に対応できる相談窓口の設置、学校がスクールロイヤーを活用しやすい環境整備を進め、教育委員会と学校等が連携しながら苦情等に対応できる体制を充実します。

【指標】過剰な苦情や不当な要求等に効果的に対応する体制を構築

取組	令和 8	令和 9	令和 10	令和 11
対応窓口の設置 スクールロイヤー活用 の環境整備	教育委員会の教育相談窓口、学校問題解決支援事業の実施			
	スクールロイヤー活用の体制構築、活用推進			

(2) 教師以外が積極的に参画すべき業務

① 調査・統計等への回答

調査等の必要性、内容や対象者等の重複、実施頻度や時期、報告書等の簡素化・合理化等の観点からの見直し・削減を継続的にを行います。また、アンケート作成アプリや校務支援システム等を活用することで、事務負担の軽減を図ります。

【指標】教育委員会等による調査等の事務負担の軽減

取組	令和 8	令和 9	令和 10	令和 11
調査等の必要性、内容、方法等の検討	調査等の必要性や重複等の精査、報告書等の簡素化・合理化アプリの活用等による効率的な調査方法の実施			

② ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守管理

教育委員会において、アカウント・端末・各種アプリ・ネットワーク等の学校ICT環境の全体管理を行います。また、ICT支援員の配置等により、各学校において授業、校務及び各種設定の支援等を行います。

【指標】教育委員会による学校ICT環境の全体管理、ICT支援員等による支援

取組	令和 8	令和 9	令和 10	令和 11
ICT 環境の全体管理、支援員等による支援	教育委員会による学校ICT環境の全体管理 授業、校務支援等のためのICT支援員等の派遣			

③ 学校プール等の施設・設備の管理

安全安心な水泳授業の実施、児童の泳力向上、教職員の負担軽減のため、令和 11 年度までに、小学校 26 校において民間室内プールを利用（インストラクター指導、バス送迎を含む）した水泳指導を計画的に実施します。

【指標】民間プールを利用した水泳指導を小学校 26 校において実施
(令和 7 年度 6 校)

取組	令和 8	令和 9	令和 10	令和 11
民間室内プールを利用した水泳指導	12 校導入	16 校導入	21 校導入 今後の展開を検討	26 校導入 今後の展開を検討

④ 児童生徒の休み時間における安全への配慮・校内美化活動

教員業務支援員や保護者・地域ボランティア等による休み時間の見守り活動や校内美化活動の支援について検討します。

【指標】教員業務支援員やボランティアの活用率 100% (令和 7 年度 83%)

取組	令和 8	令和 9	令和 10	令和 11
休み時間の見守り支援、校内美化活動の支援	教員業務支援員を全小中特別支援学校で活用、好事例の共有			
	学校運営協議会等による熟議、保護者や地域への働きかけ			

⑤ 部活動

令和 8 年度中に、全中学校へ部活動指導員を各 3 名分配置し、効果的な活用を行います。

保護者・地域等への周知啓発及び活動団体等の整備に取り組みながら、令和 11 年度までに、休日の部活動の地域展開を進めます。

【指標】全中学校における部活動指導員の効果的な活用
全中学校における休日の部活動地域展開の試行
(令和 7 年度 合同部活動を 5 つの部活動で実施)

取組	令和 8	令和 9	令和 10	令和 11
部活動指導員の配置と活用	指導員 3 名分の配置、活用の好事例の共有			
休日の合同部活動、地域展開への移行	合同部活動 10 部活動 一部地域クラブ活動の準備	合同部活動 15 部活動 一部地域クラブ活動の準備	合同部活動 と一部地域 クラブ活動の 実施	休日の部活動の地域展開の試行

(3) 教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務

① 授業準備

教員業務支援員及び保護者・地域ボランティアによる授業準備等の補助を推進します。また、教職員ポータルサイトによる教材や指導案等の情報共有、印刷環境の充実による業務負担の軽減を図ります。

【指標】教員業務支援員等の活用率 100%
(令和 7 年度 83%)

取組	令和 8	令和 9	令和 10	令和 11
授業準備等の補助、教職員ポータルサイトの活用	教員業務支援員を全小中特別支援学校で活用、好事例の共有			
	教員ポータルサイトの効果的な活用推進			

② 学習評価や成績処理

教員業務支援員及び保護者・地域ボランティアによる採点等の補助を推進します。また、校務支援システムやデジタル採点ソフト等を活用し、採点作業や成績処理等に関する事務負担の軽減を図ります。

【指標】 教員業務支援員等の活用率 100%
(令和7年度 83%)

取組	令和8	令和9	令和10	令和11
採点等の補助、 校務支援システムや採点ソフト等の効果的活用	教員業務支援員を全小中特別支援学校で活用、好事例を共有			
	校務支援システム・デジタル採点ソフト等の効果的活用推進			

③ SC・SSW等の専門スタッフ及び専門機関の活用

いじめや不登校への対応、障害や貧困など特別な教育的支援を必要とする子どもの支援等に関して、スクールカウンセラー（SC）・スクールソーシャルワーカー（SSW）の積極的な活用を促します。

SC・SSW等が校内会議に参加し、専門的な知見を活かして教職員と連携する支援体制を構築します。また、学校が医療・福祉・警察等の関係機関との効果的な連携を図ることができるよう、教育委員会による研修等の支援を行います。

【指標】 全市立学校におけるSC・SSW等の校内会議への参加
(令和7年度 47校)

取組	令和8	令和9	令和10	令和11
SC・SSW等の 校内会議参加 研修会の実施	SC・SSW等の校内会議への参加推進			
	教育委員会による専門スタッフとの連携に関する研修を実施			

2 学校における措置の推進

学校における次のような措置を推進することによって、教職員が担う業務の適正化及び負担軽減を図ります。

① 電話対応等の負担軽減

勤務時間外の電話の自動応答メッセージによる対応（緊急時における市役所の取次）のほか、電話の録音機能等の速やかな全校設置を進めます。

【指標】全市立学校における電話の録音機能等の設置

取組	令和 8	令和 9	令和 10	令和 11
自動応答メッセージ・録音機能等の活用	自動応答メッセージによる対応・電話の録音機能等の活用			

② 校務D Xの推進

生成A Iを含むデジタル技術の活用によって、校務や学校活動の効率化を推進します。また、ファイル共有フォルダ・学校間フォルダ等によって業務に関する情報共有を行います。

児童生徒ポータルサイトや校務支援システムの保護者連絡機能を活用し、情報発信や保護者等との連絡を行います。

【指標】校務D Xチェックリスト（学校向け）の得点向上

（令和 7 年度 475.2 点）

取組	令和 8	令和 9	令和 10	令和 11
校務のデジタル化、生成A I 活用の推進	校務のデジタル化・生成A I 活用の推進、好事例の共有			

③ 小学校の教科担任制・チーム担任制の推進

授業の質の向上、組織的対応の促進、若年教員の人材育成、教員の負担軽減等のために、小学校の教科担任制・チーム担任制の導入を推進します。

【指標】教科担任制・チーム担任制のモデル校を拡充

取組	令和 8	令和 9	令和 10	令和 11
教科担任制・チーム担任制をモデル校で試行	モデル校の拡充、先進自治体・学校の調査、保護者周知			

3 教職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組みます。

① 年休取得率の向上（計画的年休取得の推進）

休暇を取得しやすい職場環境づくりにさらに取り組み、年間 18 日の年次有給休暇の取得をめざします。

【指標】年休取得の促進 年間平均取得日数 18 日
(令和 7 年度 13.8 日)

取組	令和 8	令和 9	令和 10	令和 11
計画的年休取得の推進	年休取得促進の意識向上、冬季休業期間の学校閉庁日の検討			

② メンタルヘルス対策の充実

教育委員会において、管理職研修や動画等によるメンタルヘルス研修を年 2 回実施し、セルフケアやラインによるケアへの理解を高めます。

ストレスチェック実施率をできる限り 100%に近付け、集団分析の結果等を活用した職場改善を推進します。

1 か月時間外在校等時間が 80 時間を超えた教職員に対し、産業医による面談指導を実施します。

【指標】高ストレス者の割合が減少
(令和 7 年度 高ストレス者の割合 18.8%)

取組	令和 8	令和 9	令和 10	令和 11
相談体制の構築	保健師・臨床心理士等による相談窓口設置、産業医面談の促進			
研修の実施	保健師等による研修動画の作成・提供、管理職研修の実施			
産業医面談推進				



③ 定時退校日の徹底、勤務間インターバルの確保

月2回の市立学校の一斉定時退校日及び月2回の各学校独自の定時退校日の実施を徹底します。また、11時間を目安とする勤務間インターバルの確保に取り組みます。

【目標】 全市立学校における定時退校日（月4日）の徹底
勤務間インターバル確保の徹底

取組	令和8	令和9	令和10	令和11
定時退校日の徹底、勤務間インターバルの確保	定時退校日の学校・保護者等への周知、管理職の指導			
	勤務間インターバルの周知、実態把握、管理職の指導			

5. 関連する取組、今後のフォローアップについて

計画の実効性を確保するために、以下の内容に取り組みます。

- ① 取組の着実な実行を図るため、各学校の目標達成状況や取組状況を把握し、毎年度市のホームページで公表するとともに、総合教育会議・教育委員会議において報告します。
- ② 学校において児童生徒等の支援にあたる医療・福祉分野の人材確保にあたり、関係部局・関係機関とともに取り組みます。
- ③ 教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題等が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施します。
特に、時間外在校等時間が長時間となっている教職員がいる学校や、業務の持ち帰り又は休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中に速やかに状況が改善されることをめざし、当該学校に対する個別の支援・指導を実施します。
- ④ 各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉えて各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けのマネジメント等に関する研修を充実させるなど、教育委員会の支援を強化していきます。